

○高取町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成27年5月29日

教委規則第8号

(目的)

第1条 この規則は、幼稚園教育の普及及び少子化対策の一環として、私立幼稚園への就園が経済的に困難な幼児の保護者に対し、町が予算の範囲内において補助金を交付することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金を受けることができる者は、高取町内に住所を有し、私立幼稚園に幼児が在籍している保護者である者のうち、属する世帯が次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯
- (2) 当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯
- (3) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯
- (4) 当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯
- (5) 同一世帯から2人以上の幼児が就園している世帯（補助対象児は第2子以降）
- (6) 同一世帯において、小学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき設置されるものをいう。以下同じ。）の第1学年から第3学年までに在籍する兄又は姉を有している世帯（補助対象児は第2子以降）

(補助金額)

第3条 高取町教育委員会（以下「委員会」という。）は、当該保護者に対し、別表に規定する範囲内の補助金を交付するものとする。

2 別表に規定する補助金額は、国の基準に準ずるものとする。

(補助金の限度額)

第4条 補助金額は、当該保護者が当該年度に支払う入園料及び保育料の合計額を超えないものとする。ただし、当該保護者が県等の機関より補助金を受給する場合は、当該年度に支払う保育料の合計額から県等が援助する補助金額を差し引いた額を超えないものとする。

(補助金の月割)

第5条 補助金は、幼稚園に在籍する期間等に応じて月割とし、当該月割額は、1円未満を切り上げた額とする。

2 交付した額が月割により算出した交付すべき額を上回っているときは、当該保護者は、超過している補助金を委員会に返還するものとする。

3 委員会は、転入又は転出により月割をする場合は、転入前又は転出先の市町村教育委員会と協議し、必要な調整を行うものとする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を希望する保護者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町が定める期日までに委員会へ提出するものとする。

- (1) 高取町私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 申請者の属する世帯を構成する者の市町村民税所得割課税額が町で確認できない場合にあっては、当該者の市町村民税課税（非課税）証明書
- (3) 生活保護法の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所の証明書の写し

(審査結果の通知)

第7条 委員会は、前条による申請があったときは、これを審査し、その結果を高取町私立幼稚園就園奨励費補助金審査結果通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 前条により、補助金の交付が決定した者には、年度末に申請者に対して補助金を交付する。ただし、転出があった場合は、第5条の規定により月割とし、その月の翌月末の交付とする。

(補助金の返還)

第9条 委員会は、偽りその他不正の手段によってこの規則による補助金を受領した者に対し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(教育長への委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

区分	補助限度額	
	従来条件	新条件

	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児(第3子以降)	小学校1年生～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)	小学校1年生～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯及び当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	年額 272,000円	年額 290,000円		年額 290,000円	
当該年度に納付すべき	年額 115,200円	年額 211,000円		年額 211,000円	

市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯				
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	年額 62,200円	年額 185,000円		年額 185,000円
上記区分以外の世帯		年額 154,000円		年額 154,000円

1. 上記の市町村民税の所得割課税額は、夫婦(片働き)と16歳未満の子ども2人の世帯の場合の金額である。
2. 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
3. 途中入退園及び休園により、保育料が登園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式を参考に減額して適用する。  

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
4. 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払い額を限度とする。
5. 市町村民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

高取町私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

園児名等	① 在園児の氏名 (男・女) (第1子・第2子・第3子以降) 年 月 日生(満 歳)		② 在園児の氏名 (男・女) (第1子・第2子・第3子以降) 年 月 日生(満 歳)	
	氏名	生年月日	性別	園児との続柄
保護者等	※園児以外のすべての方を記入して下さい。		所属・学年等	市町村民税課税額 所得割 均等割
世帯の状況				
欄	高取町教育委員会 殿			
	私立幼稚園就園奨励費補助金の申請に伴い、世帯内容及び世帯全員の市町村民税課税額、学校園の在籍に関して調査し、確認されることについて承諾します。 年 月 日 住 所 氏 名 印			

幼稚園記入欄	○園児の当年度の入園日 ※前年度から継続している場合は4月1日と記入して下さい。 園児① 年 月 日 園児② 年 月 日
	○年間の保育料等(見込み) ※入園料+1ヶ月あたりの保育料×月数-県等からの援助額=補助金の限度額 園児① 入園料+(@ )×( )ヶ月-県等の援助( )=限度額( )円 園児② 入園料+(@ )×( )ヶ月-県等の援助( )=限度額( )円
	上記の者が当幼稚園の園児であること、及び補助金の限度額について相違ないことを証明します。 年 月 日 園 長 等 園長名等 印 高取町教育委員会 殿

高取町私立幼稚園就園奨励費補助金審査結果通知書

年 月 日

(申請者)

様

高取町教育委員会

次のとおり決定しましたので、高取町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則第7条の規定により通知します。

1 補助金を交付する		2 補助金を交付しない
交付する場合	申請者の氏名	
	申請者の住所	奈良県高市郡高取町大字
	園児名	
	在園幼稚園名	
	交付金額	円
	交付(予定)日	年 月 日
交付しない場合	理由	